

高山村の平成27～29年度の介護保険料

第6期計画期間の第1号被保険者の高山村介護保険料: 月額4,800円(年額57,600円)

高山村の第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)における第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の基準額は、月額4,800円(年額57,600円)と算定されました。この基準額をもとに、所得に応じて保険料は9段階に分かれます。

【介護保険料については、介護保険給付の増加率などを考慮して、3年に1度見直されます。】

所得段階区分		対象者	保険料率	保険料(年額)	
世帯	本人				
第1段階	非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税 合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下 	基準額×0.45	26,000円	
第2段階		合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円超120万円以下	基準額×0.75	43,200円	
第3段階		合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が120万円超	基準額×0.75	43,200円	
第4段階		合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.9	51,900円	
第5段階		合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円超	基準額×1.0	57,600円	
第6段階	課税世帯	合計所得金額 + 課税対象年金収入額	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	69,200円
第7段階			合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.3	74,900円
第8段階			合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.5	86,400円
第9段階			合計所得金額が290万円以上	基準額×1.7	98,000円